

都市整備局会計年度任用職員（専門職）募集要項

| 項 目 | 内 容 |
|--------------|---|
| 職名 | 建築計画標識設置事務専門員（募集1名） |
| 任用根拠 | 地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員 |
| 任用期間 | 令和8年7月1日から令和9年3月31日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 <u>なお、期間を定めた任用であり、令和9年4月1日以降の任用を保障するものではありません。</u> |
| 勤務職場 | 都市整備局 市街地建築部 調整課 （新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎3階） |
| 職務内容 | 標識設置届に関する業務（東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例第5条・同条例施行規則第3条から第10条に基づく標識に係る事務） ・設置届（新規、変更等）の受付（対面での補正指導・助言を含む。） ・設置届のデータ入力 ・資料の作成、整理 ・問い合わせ等への電話対応 ・その他事務補助 【参考】 職務の詳細は、検索キーワード「東京都都市整備局 中高層 標識設置届」から、都市整備局のホームページをご確認ください。 |
| 応募資格・求められる能力 | 次の要件をすべて満たすこと。 ①建築基準法及びその関連法規に関する基本的な知識を有すること ②窓口や電話応対において、丁寧・誠実な接遇を行うことができること ③健康で、かつ、意欲をもって職務を遂行すると認められること ④パソコン（Excel、Word、メール等）の基本的な操作能力を有すること ⑤データ入力、書類整理等の事務処理を、正確に行うことができること ⑥地方公務員法第16条に定める採用に関する欠格事由に該当しないこと ⑦災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できること |
| 勤務日数 | 月16日 |
| 勤務時間 | 午前8時30分から午後5時15分まで 又は 午前9時00分から午後5時45分まで ※原則、所定勤務時間を超える勤務はありません。ただし、業務の必要上やむをえない場合、所定勤務時間を超える勤務となる可能性があります。 |
| 休憩時間 | 正午から午後1時00分まで |
| 休暇等 | （有給） 年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇 （無給） 病気休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分 |

| | |
|-----------------|---|
| | <p>休暇、育児休業、部分休業</p> <p>※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与</p> <p>※ 病気休暇は勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなりますが、上限到達後の取得は無給の取扱いとなります。</p> |
| 報酬額 | <p>月額 208,100円</p> <p>通勤手当相当額を別途支給（上限150,000円/月）</p> <p>※ 原則として毎月15日支給</p> <p>※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給</p> <p>※ 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合あり</p> |
| 社会保険 | <p>共済組合、厚生年金保険、雇用保険等加入の適用あり</p> |
| 応募方法等 | <p>1 応募</p> <p>(1)「会計年度任用職員申込書」(都市整備局ホームページからダウンロード)に必要事項を記入の上、下記提出先へ持参又は郵送してください。</p> <p>なお、応募書類は返却いたしません。</p> <p>(2) 応募期間 令和8年5月11日(月)から令和8年5月22日(金)まで</p> <p>持参受付：平日 午前9時から午後5時まで</p> <p>郵送受付：最終日は午後5時必着</p> <p>2 選考</p> <p>第一次選考 書類選考</p> <p>第二次選考 面接</p> <p>3 合否については、本人宛郵送により通知します。</p> <p>また、選考経過及び結果に関する問い合わせについては、応じません。</p> |
| 応募書類提出先 問合せ先 | <p>〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第二本庁舎3階</p> <p>東京都 都市整備局 市街地建築部 調整課 古賀</p> <p>電 話 03-5388-3376 (直通)</p> <p>メール S0000164@section.metro.tokyo.jp</p> |

○上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。